

首都直下地震等対策ガイドライン

1 災害発生時の対応

(1) 一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下「この法人」という。）の事務局長は、首都直下地震等に係る対策全般の統括を行う。

(2) リスク管理規程（以下「規程」という。）第 19 条第 2 項に掲げる事態が発生した場合は、事務局長（不在等の場合はその代行）の指揮の下において、次の事項を確認し、対応を行うものとする。

① 事務所内における役職員等及び来会者の安否

- ・事務所内における役職員等及び来会者の確認を行う。
- ・人命救助を最優先し（規程第 15 条第 1 号①）、ケガ人に対しては応急手当を行う。
- ・必要に応じて消防署等官公署又は病院等へ連絡手配を行う。

② 事務所が入居する建物の損壊の状況

- ・事務所が入居する建物の損壊その他の状況を確認する。
- ・入居する建物の損壊が危険な状況にあると判断されるときは、役職員等及び来会者を広域避難場所、指定避難所等、安全と考えられる地域まで避難させる。
- ・避難経路は防災訓練に基づきエレベータを使用せず、階段及び非常口を経由する（場合によっては近隣事業所との連携に基づき隣接するビル屋上への移動を考慮する）。

③ 備品、設備、物資等の破損状況

- ・事務所内の備品等の倒壊・破損、漏電等の有無を確認し、事務所内の役職員等及び来会者に連絡して人命への危険及び火災の危険を回避する。
- ・固定電話、携帯電話、PC等の通信機器の使用の可否を確認し、役職員等に連絡する。

④ 事務所外における役職員等の安否

- ・あらかじめ定めた緊急連絡網により、出張、外出及び休暇中の役職員等の安否を確認し、その後の行動について協議又は指示する。

⑤ 災害の状況及び主な交通機関の運行状況

- ・役職員等が居住する首都圏（23 区・都下、埼玉県、千葉県及び神奈川県）の被災状況の概要を確認し、連絡する。
- ・役職員等が通勤に利用する交通機関及びその代替手段の運行状況を確認し、連絡する。

⑥ 国等の公共団体の指示等

- ・国、東京都、官公庁の災害に関する指示、命令、要請等を把握し、役職員等に連絡する。

(3) 上記(2)の場合において、事務局長（不在等の場合はその代行）は、事務所内の役職員等に対して帰宅支援を行い、又は本人の意思に基づき事務所待機を命ずることができる。

① 帰宅支援

A 帰宅支援の範囲等

徒歩による帰宅が可能と考えられる距離は概ね 10km までとし、各々自らの責任により

(防災袋を携行の上) 帰宅させるものとする。

B 帰宅ルート

徒歩により帰宅する際は、東京都帰宅困難者対策条例を考慮の上、事前に配布した帰宅支援マップ及び帰宅訓練により演習したルートを各々が参考とする。

C 準用

次の②の役職員等についても、帰宅が可能と考えられるときは上記Bと同様とする（を準用する）。

②帰宅困難者の事務所待機

公共交通機関又は徒歩による帰宅が不可能と考えられる役職員等は、本人の意思に基づき、防災用品として備蓄した備品、水・食料等の利用により事務所へ留まり、復旧を待つことを命ずることができることとする。

(4)個人の判断の尊重

上記の規定にかかわらず、緊急事態にあつて必要と考えられるときは、役職員等は個人の判断に基づいて行動することを原則とする。

2 日常の防災対策

(1)上記1の対応を行うため、事務局長の指揮の下において、概ね次の防災対策を日常的に行うものとする。

①緊急体制の確認

- ・文書の配布及び社内説明会による周知徹底
- ・社内向け防災手帳の配布及びその携帯の徹底

②耐震性の確認

- ・入居ビルの耐震性の確認等
- ・近隣事業所との連携

③連絡網の確保及び周知

- ・社内安否システム
- ・代替連絡手段の確保
- ・公衆電話による災害伝言ダイヤルの周知

④教育訓練等

次の訓練は各年度少なくとも1回行うものとする。

- ・非常階段及び非常口を利用する避難訓練
- ・広域避難場所又は指定避難所への避難訓練

次の訓練は適宜行うものとする。

- ・消火訓練
- ・負傷者の救護及び搬出訓練（担架を利用）
- ・徒歩による帰宅訓練

⑤備品等

- ・備品の転倒防止及び落下防止措置の確認

⑥消火器等

- ・火気設備の有無及び消火器位置の確認

⑦備蓄等

(帰宅者対策)

- ・非常用持出し袋 (ヘルメット、マスク、軍手、呼笛、飲料水、乾パン等)
- ・市販の「帰宅支援マップ」等の配布
(帰宅困難者対策) 事務所に備え置く
- ・長期保存用飲料水 (25名×3日分)
- ・食料 (アルファ化米、缶詰パン他各種缶詰。25名×3日分)
- ・簡易トイレ及びトイレトペーパー
- ・防寒具 (毛布又は保温シート等)
- ・照明機器 (ハンドライト)
- ・小型テレビ及びラジオ
- ・各種電池
- ・ガス発電機及びガスボンベ
- ・医薬品及び救急用品
- ・担架

⑧出張者及び外出者対策

- ・充電器の携帯の義務付け
- ・自家発電機付ラジオ及びライトの携帯 (出張者に限る。但し任意とする)

⑨地域との情報交換

⑩国、東京都及び官公庁の動向把握

3 B C P (事業継続計画)

災害発生後の事業継続計画は、下記事項を検討の上、別に定める。

(1) この法人の個別事業計画

次の事項については即時、実行又はその検討を行うものとする。

- ・金融機関の貸金庫利用
- ・書類のデータ化の促進
- ・首都圏以外に設置したサーバへのバックアップ

附則

このガイドラインは、平成 30 年 9 月 14 日から施行する。